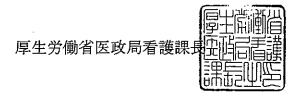


医政看発0419第2号 平成22年4月19日

(社) 日本病院会会長 殿



分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所の 確保支援について(協力依頼)

今般、標記について別添のとおり各都道府県知事に対して通知を発出しておりますので、ご了知いただきますようお願いいたします。

なお、貴団体におかれましては、会員各位及び関係医療機関に広く周知の上、 要件に該当する医師及び医療機関においては、嘱託医師および嘱託医療機関を 引き受けていただけますようご支援、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げま す。



医政看発0419第1号 平成22年4月19日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局看護課



分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所の 確保支援について

分娩を取り扱う助産所の開設者については、平成19年4月から、分娩時等の異常に対応するため、医療法(昭和23年法第205号)第19条に基づき、嘱託医師及び嘱託医療機関(以下「嘱託医師等」という。)を確保することとされ、「分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所の確保について」(平成19年12月5日付医政発第1205002号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。)により、助産所による嘱託医師等の確保に御支援いただくよう依頼したところです。

しかしながら、現在も一部嘱託医師等の確保が困難な助産所があることから、 助産所に対し、助産所から嘱託医師等の確保に関する相談を受ける適切な行政 窓口を周知するとともに、引き続き局長通知を参考に助産所の嘱託医師等の確 保に御支援いただきますようお願いいたします。また、管下政令指定都市、保 健所設置市、医療機関、関係団体等に対し、周知及び協力の要請方お願いいた します。